

▼点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

▼代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため、自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

▼入場券

入場券は郵送で届きます。入場券を忘れた場合や紛失したときは、当日投票所の係員に申し出てください。

投票所入場券の裏面が、「宣誓書（兼請求書）」になります

これまで投票所入場券の裏面には、期日前投票所の日時と場所を記載していましたが、今後は、宣誓書（兼請求書）の様式となります。（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、全国の市区町村で投票所入場券の様式が統一）

◇期日前投票を行う場合

期日前投票を行う場合は、投票所入場券「裏面」の宣誓書に「氏名・住所・生年月日」をご記入のうえ、期日前投票所へお持ちください。

◇不在者投票を行う場合

他市区町村や指定病院等で不在者投票を行う場合は、「不在者投票の投票用紙等の送付先・日中の連絡先・投票場所」もご記入のうえ、選挙管理委員会事務局へご提出ください。

◇選挙当日に投票を行う場合

投票所入場券「表面」に記載してある指定投票所に、投票所入場券をお持ちください。

※投票所入場券「裏面」の「宣誓書（兼請求書）」を記入する必要はありません。

投票所入場券 裏面

期日前投票を行う場合は、以下の宣誓書に、氏名、生年月日、住所をご記入の上、期日前投票所にご持参ください。

宣誓書（兼請求書）

私は、令和8年2月8日執行の山口県知事選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

| | |
|---------------|------------|
| 1. 仕事・学業・冠婚葬祭 | 2. 旅行・外出など |
| 3. 疾病・負傷・出産など | 4. 交通事故の鳥等 |
| 5. 他市区町村に居住 | 6. 天災・悪天候 |

上記は、眞実であることを誓います（不在者投票を行う場合は、併せて投票用紙等を請求します。なお、引き続き山口県の区域内に住所を有することの確認を申請します。）。

周防大島町選挙管理委員会委員長 様

| | |
|---------|-----------------|
| 氏名 | 年 月 日 |
| | 生年月日 明・大・昭・平 |
| 住所 | 年 月 日 |
| 周防大島町大字 | |

不在者投票を行う場合は以下も記入してください。

| | |
|-----------------|----------|
| 不在者投票の投票用紙等の送付先 | 〒 () 横方 |
| 日中の連絡先 | |
| 投票場所（※） | |

※投票場所は、他市町で不在者投票を行う場合はその市町名を、指定病院等で不在者投票を行う場合は施設名をご記入ください。

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2
周防大島町選挙管理委員会 TEL 0820-74-1000

▼投票用紙

投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのどれでも構いませんので、候補者氏名を正しくはっきり書いてください。なお、候補者氏名以外のことを書くと無効になる場合があります。

▼開票

2月8日(日)の午後8時から、B & G海洋センターハイウェイオアシスで行います。

▼問い合わせ

周防大島町選挙管理委員会事務局 ☎ 0820-74-1000

2月8日(日)は 山口県知事選挙の投票日です

これからの山口県の未来をつくる大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いましょう。

▼投票できる人

平成20年2月9日以前に生まれた満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日（1月21日）まで、引き続き3カ月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人（令和7年10月21日までに転入の届出をされた人）です。

■周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市町に転出した場合

引き続き山口県内に住所を有していれば周防大島町で投票できます。（証明書の提出等が必要）

■県内の他の市町の選挙人名簿に登録されている人が周防大島町に転入した場合

引き続き山口県内に住所を有していれば選挙人名簿登録をされている市町で投票できます。（証明書の提出等が必要）

▼期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・買い物などの私用で、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。

期日前投票の日時と場所

| 場所 | 期間 | 時間 | 対象地域 |
|---------------------|----------------------|---------------------------|-------------|
| 大島庁舎 | 1月23日(金) ～2月7日(土) | 8:30～20:00 | 町内全域 |
| 久賀・橋庁舎、 東和総合センター | 2月5日(木) ～2月7日(土) | 8:30～18:00 | 町内全域 |
| 各出張所 | 2月4日(水) | 8:30～18:00 11:30～14:30 | 町内全域 情地区 |
| 情島公民館 | | 9:00～12:00 14:00～17:00 | 三蒲情地区 |
| 畠老人憩の家 | | 14:00～17:00 | 屋代畠地区 |
| 屋代山泉センター | | 14:00～17:00 | 津海木地区 |
| 津海木老人憩の家 | | 9:00～12:00 | 小伊保田地区 |
| 小伊保田公民館 | | 9:00～12:00 | 馬ヶ原地区 |
| 馬ヶ原公民館 | | 14:00～17:00 | 神浦地区 |
| 神浦公民館 | | 14:00～17:00 | 伊崎地区 |
| 伊崎公民館 | | 9:00～12:00 | 地家室地区 |
| 地家室会館別館 | | 9:00～12:00 | 鹿家地区農事集会所 |
| 鹿家地区農事集会所 | | 9:00～12:00 | 鹿家地区 |

※浮島地区的皆さまの期日前投票は、2月6日(金)までとなります。

投票所への送迎車の運行を行う地区

前回の選挙から期日前投票所を廃止した、雨振、長浜、畠能庄および源明地区においては、次のとおり最寄りの期日前投票所へ送迎車の運行を計画しています。詳細については、広報と併せて配布している「令和8年2月8日執行山口県知事選挙の期日前投票に係る送迎車の運行について」をご確認ください。（該当する地区のみ）

| 運行区間 | 運行日 | 運行時間 |
|---------------|---------|--------|
| 雨振地区 ⇄ 油田出張所 | 2月4日(水) | 10:00発 |
| 長浜地区 ⇄ 日良居出張所 | 2月4日(水) | 14:00発 |
| 畠能庄地区 ⇄ 久賀庁舎 | 2月5日(木) | 10:00発 |
| 源明地区 ⇄ 橋庁舎 | 2月5日(木) | 14:00発 |



▼不在者投票

①指定病院等における不在者投票

病院等に入院（入所）している人は、入院（入所）先が指定施設であれば病院等で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。

②郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その障害の程度が一定の基準に当たる人、または介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人については、郵便による不在者投票ができます。事前に証明手続等が必要となりますので、詳しくは早めに選挙管理委員会へおたずねください。